

大学院学生各位

学籍異動（休学・復学等）に伴う各種届出について

令和6年3月31日または令和6年4月1日付で下記に該当する方は、**令和6年1月5日（金）**から**令和6年1月26日（金）**までに手続きを行ってください。

提出書類の様式は、文学部・人文社会系研究科ホームページより[ダウンロード](#)または学生支援チーム大学院担当（窓口もしくはメール）で受領してください。

※専門分野主任および指導教員の承認印をいただいた届出を電子媒体（PDF）で学生支援チーム大学院担当へ提出いただくことも可能です。

電子媒体（PDF）で提出する場合は、メールの件名に「【学籍異動】」、「学籍番号」、「氏名」を必ず入れてください。

（件名の例）：【学籍異動】在学期間延長願の提出（21226000 東大太郎）

1. 在学期間延長：在学期間（休学期間を除く）が修士は2年、博士は3年を越え引き続き在学を希望する方。

※修士論文（題目届）撤回者も、在学期間を延長する場合は必ず提出してください。

※博士課程の学生で、在学期間（休学期間を除く）が4年を越えて引き続き在学を希望する方も、必ず提出してください。

2. 復学：休学許可期間が終了する方は、休学を継続する場合を除き、必ず提出してください。

※復学と同時に在学期間を延長する場合は、復学願と在学期間延長願の両方を提出してください。

3. 休学：継続する場合も再度届出が必要です。（※）

休学を希望する方は、原則として以下の(1)～(4)の区分により申請してください。

1回の手続きで申請できる期間は1年以内です。

※授業料区分（前期（4月1日から9月30日）・後期（10月1日から翌年3月31日））に応じた休学期間

- (1) 4月1日から9月30日（6か月）
- (2) 4月1日から翌年3月31日（12か月）
- (3) 10月1日から翌年3月31日（6か月）
- (4) 10月1日から翌年9月30日（12か月）

※休学後に在学期間の延長が必要となる方は、休学願の提出時ではなく、**復学時**に復学願と併せて在学期間延長願を提出してください。

4. 留学：休学することなく在学の身分のまま海外の大学へ留学する場合（1年以内）。協定による交換留学等が含まれます。（※）

5. 研究指導の委託：休学することなく在学の身分のまま国内の他の大学の大学院または外国の大学の大学院等において研究指導の一部を受ける場合（1年以内。但し博士課程においてはさらに1年以内に限り延長申請可）。届出用紙は学生支援チーム大学院担当（窓口もしくはメール）で受け取ってください。（※）

6. 海外における学術調査等：休学することなく在学の身分のまま2か月以上にわたり海外へ渡航して学術調査等に従事する場合。（1年以内。但し博士課程においては6か月以内に限り延長申請可）。届出用紙は学生支援チーム大学院担当（窓口もしくはメール）で受け取ってください。（※）

なお、海外における学術調査期間が終了する方は「学術調査等の帰国届」を必ず提出してください。

（※）2か月以上にわたり海外渡航する場合は、上記3～6のいずれかの学籍上の手続きを取ってください。

7. 退学：届出用紙は学生支援チーム大学院担当（窓口もしくはメール）で受け取ってください。

※ 在籍・在学期間が満了になっても、自動的に満期退学にはなりません。

○期限までに書類を提出できない事情がある場合には、事前に学生支援チーム大学院担当へご相談ください。

○令和6年度の新型コロナウイルス感染症に関連した学籍の特別措置については、実施の有無も含め決定次第、在学生ポータルにてお知らせいたします。

参考（令和5年度）：<https://www.l.u-tokyo.ac.jp/news/2022/14284.html>

○学術的な目的で海外へ渡航する場合には、渡航前に海外渡航申請書の提出が必要となります。指導教員にご説明いただいたうえで、「記入例」を確認して記入してください。提出はメールで受け付けます。Excel ファイルを学生支援チーム大学院担当へお送りください。メール送信時には、cc に指導教員を入れてください。

令和5年12月1日
人文社会系研究科学生支援チーム大学院担当